

正 誤

埼玉県人事委員会規則二二―一三八（令和四年三月三十一日第十四号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

「契約局長

県民スポーツ

県民共生局長」

正

「契約局長

県民スポーツ

県民共生局長

ページ 行

一 前から九

誤

文化局長

正

文化局長

」

ページ 行

二 前から八

誤

に限る。」

正

に限る。」